

**法学部・法学研究院**

I	研究の水準	.....	研究 3-2
II	質の向上度	.....	研究 3-4

## I 研究の水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点1-1「研究活動の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 第2期中期目標期間（平成22年度から平成27年度）の発表論文数は合計565件、公表著書数は合計198件、学会での研究発表等の件数は合計337件となっている。
- 平成22年度から平成26年度の科学研究費助成事業の採択件数は、合計207件（約4億1,800万円）となっている。また、その他の競争的資金として、政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）があり、採択金額は合計約1億1,900万円となっている。

以上の状況等及び法学部・法学研究院の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

### 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点2-1「研究成果の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 学術面では、特に国際法学において卓越した研究成果がある。
- 卓越した研究業績として、国際法学の「ヨーロッパと東アジアにおける国際法史の意義」、「国際私法の経済分析」がある。そのうち、「国際私法の経済分析の研究」においては、ハーグ国際法アカデミーの2013年特別講義の講演者として招待され、5回の講義と1回のセミナーを担当している。
- 社会、経済、文化面では、特に基礎法学、公法学、民事法学において特徴的な研究成果がある。
- 特徴的な研究業績として、基礎法学の「中国人留学生のための法学・政治学論文の書き方」、公法学の「憲法学」、民事法学の「不動産登記法の研究」がある。

以上の状況等及び法学部・法学研究院の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

なお、法学部・法学研究院の専任教員数は 64 名、提出された研究業績数は 17 件となっている。

学術面では、提出された研究業績 15 件（延べ 30 件）について判定した結果、「SS」は 1 割、「S」は 6 割となっている。

社会、経済、文化面では、提出された研究業績 8 件（延べ 16 件）について判定した結果、「SS」は 2 割、「S」は 3 割となっている。

（※判定の延べ件数とは、1 件の研究業績に対して 2 名の評価者が判定した結果の件数の総和）

## Ⅱ 質の向上度

### 1. 質の向上度

〔判定〕 質を維持している

〔判断理由〕

分析項目Ⅰ「研究活動の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 第2期中期目標期間の発表論文数は合計 565 件、公表著書数は合計 198 件、学会での研究発表等の件数は合計 337 件となっている。
- 平成 22 年度から平成 26 年度の科学研究費助成事業の採択件数は合計 207 件（約 4 億 1,800 万円）となっている。また、その他の競争的資金として、政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）があり、採択金額は合計約 1 億 1,900 万円となっている。

分析項目Ⅱ「研究成果の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 卓越した研究業績として、国際法学の「ヨーロッパと東アジアにおける国際法史の意義」、「国際私法の経済分析」がある。そのうち「国際私法の経済分析の研究」においては、ハーグ国際法アカデミーの 2013 年特別講義の講演者として招待され、5 回の講義と 1 回のセミナーを担当している。

これらに加え、第 1 期中期目標期間の現況分析における研究水準の結果も勘案し、総合的に判定した。